

令和8年度  
栄養塩類管理に係る実現可能性調査  
(基礎調査) 業務委託仕様書

三 重 県

## 第1章 総則

### 1. 1 業務名

令和8年度栄養塩類管理に係る実現可能性調査（基礎調査）業務委託

### 1. 2 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 1. 3 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに以下の事項を記載した業務計画書を三重県に提出し、承諾を受けるものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程表
- (4) 業務組織計画
- (5) 打ち合わせ計画
- (6) 連絡体制
- (7) その他

### 1. 4 実施体制

受託者は、本業務を管理、統括する業務責任者を選任し、三重県に報告しなければならない。

### 1. 5 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

### 1. 6 参考文献の明記

受託者は、業務の実施にあたり、文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

### 1. 7 証明書の交付

業務の実施に必要な証明書、申請書の交付については、受託者が申請するものとする。

### 1. 8 契約不適合責任

委託者が契約不適合を知った時から、1年以内は、受託者は、本業務完了後といえども、成果品に契約の内容に適合していない状態があるときは、直ちに訂正補足等の処理をとるものとする。

## 第2章 業務の概要

### 2. 1 業務の目的

近年、三重県沿岸においては、ノリの色落ちや漁獲量の変動など、海域環境の変化が指摘されている。これらは複数の要因が関与するが、栄養塩類の低下が一次生産に影響している可能性も指摘されている。こうした状況を踏まえ、陸域から海域への栄養塩供給の実態を把握し、適切に管理する必要性が高まっている。

「きれいで豊かな海」の実現に向け、伊勢湾において環境生活部、農林水産部、県土整備部連携のもと、平成30年度から流域下水処理場における栄養塩類管理運転の検討を始め、現在は、県の流域下水処理場6箇所管理運転の試行を実施している。

国においては、専門家委員会において「第10次水質総量削減の在り方について－総量削減から総量管理への転換－」が取りまとめられ、令和8年5月7日付けで環境大臣へ答申されたところであり、今後「総量削減基本方針」の策定に向けた検討が進められる。この答申では、現在、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）で規定されている「栄養塩類管理制度（計画策定により総量規制の適用除外となる制度）」を、将来的に伊勢湾等に導入する可能性が示唆されている。

県としても、栄養塩類管理制度を含め、第10次総量削減（総量管理）計画の策定に向けて、令和7年12月に三重県環境審議会に諮問し、水質部会（以下「部会」という。）を設置し、調査検討を進めているところである。

本業務は、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、その取組の一つである栄養塩類管理運転について、栄養塩類管理運転の導入可能な下水処理場などの排水処理施設（以下「施設」という。）を把握しつつ、栄養塩類管理制度に関する全国の先進事例を調査したうえで、本県のモデル地域を検討することで、本県での栄養塩類管理運転の横展開を推進するとともに、第10次水質総量削減（総量管理）計画及び栄養塩類管理計画の検討に向けた基礎資料に活用することを目的とする。

### 2. 2 業務の概要

本業務における業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 計画・準備	1式
(2) 打ち合わせ・協議	1式
(3) 栄養塩類管理運転実施可能性調査	1式
(4) 全国の事例調査	1式
(5) モデル地域の検討	1式
(6) 部会の技術的支援	1式
(7) 報告書作成	1式

### 2. 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 2. 4 業務に用いる資料

業務に用いる資料については、国及び三重県が公表している資料及び、三重県から個別に提供する資料とし、協議のうえ決定する。また、その他業務の目的達成のために必要な資料があれば提案し協議すること。

### 【業務に用いることが想定される資料】

- ・三重県 「みえの下水道」
- ・三重県 「令和7年度発生負荷量管理等調査業務委託」報告書
- ・その他、必要な資料

## 第3章 業務の内容

### 3. 1 計画・準備

受託者は、本業務の実施にあたり1. 3に基づく内容について報告するものとする。

### 3. 2 打ち合わせ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本業務の実施にあたり、三重県の担当者と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義をたすものとする。また、打ち合わせ等を行った場合は、記録を作成し、速やかに発注者に提出し、確認を受けるものとする。

### 3. 3 栄養塩類管理運転実施可能性調査

「きれいで豊かな海」の実現に向け、伊勢湾において環境生活部、農林水産部、県土整備部連携のもと、平成30年度から流域下水処理場における栄養塩類管理運転の検討を始め、現在は、県の流域下水処理場6箇所で管理運転の試行を実施している。

県の流域下水処理場で実施しているような栄養塩類管理運転の横展開を検討するため、伊勢湾流域圏を中心とした三重県内の施設を対象に、栄養塩類の処理・排出状況、運営体制等について調査し、栄養塩類管理運転の実施可能性が高い施設を抽出すること。調査対象の施設において栄養塩類管理運転実施が難しい場合には、その課題抽出を行うこと。

また、ノリ等の漁場への栄養塩類の影響の検討材料とするため、施設の位置や放流先、漁場との位置関係を把握し、整理すること。

なお、令和8年12月までに本業務を実施すること。

#### (1) 調査対象の検討

ア 調査地域：伊勢湾流域圏を中心とした三重県全域

イ 調査対象：下水処理場及び水質汚濁防止法に基づく特定事業場

#### (2) 調査内容（調査方法、調査項目等）の設計

ア 調査方法例：アンケート、ヒアリング等（複数手法可能）

イ 調査項目例：

- ・処理方式、窒素・リン除去性能
  - ・稼働率、季節変動
  - ・河川放流／海域直接放流の別
  - ・栄養塩類濃度調整、運転制御の可否
  - ・沿岸域の漁場との位置関係
  - ・近隣の施設との位置関係
  - ・施設の運営体制
- 等

#### (3) 調査の実施

#### (4) 結果の集計・整理

### 3. 4 全国の事例調査

今後本県における施策検討に資する知見の蓄積を図るため、全国において実施されている栄養塩類管理運転の取組及び瀬戸法に基づく栄養塩類管理制度のもとで実施されている栄養塩類管理計画に基づく取組について調査し、その概要（実施主体、実施期間、

規模、連携の状況等)及び栄養塩管理に係る順応的管理の仕組み、取組の効果、優良事例、課題等について整理すること。

### 3. 5 モデル地域の検討

伊勢湾での栄養塩類管理制度の導入の可能性を想定し、本県での栄養塩類管理計画の検討に向けた基礎的な検討材料とするため、3. 3及び3. 4の調査結果を踏まえ、具体的なモデル候補地域(3地域程度)の提案を行うこと。ここでいう「モデル地域(候補)」とは、柔軟かつ順応的な管理が可能となる栄養塩類管理運転について、モデル的に試行できる可能性が高い地域をいう。また、当該地域は、本委託業務の成果を踏まえた次段階において、実証に向けた詳細調査の対象とすることを見据えて設定するものである。将来的に栄養塩類管理制度が導入される場合を想定し、知見の蓄積を図るとともに、他地域への展開に資するパイロット的な位置付けとして設定するものとする。

モデル地域の提案にあたっては、施設等における栄養塩類増加措置の実施に係る運用・管理の実現性及び周辺環境利用(漁場等)との調和性等の観点を考慮し、モデル地域の選定に至った妥当性について、各観点の関係性を踏まえ、総合的かつ論理的に整理し記載すること。必要に応じて、図表等を用い、選定に至る論理構造が明確となるよう整理することが望ましい。

### 3. 6 課題の抽出

将来的に栄養塩類管理制度が導入される場合を想定し、前項までの調査結果等を踏まえ、同制度に基づく本県での栄養塩類管理計画の策定も見据え、栄養塩類増加措置を実施するにあたっての条件及び課題について整理すること。

### 3. 7 部会の技術的支援

受託者は、三重県環境審議会及び部会において、資料の作成支援や質疑応答支援等、三重県の技術的支援を行うものとする。

なお、三重県は、部会について令和8年度に3回程度の開催を想定しており、当該部会の開催にあたり、受託者は、委員や会場の調整等を行うものとする。

## 第4章 成果品の提出

### 4. 1 成果品の提出期限

受託者は、以下の成果品を期限までに提出するものとする。なお、報告書のとりまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

成果品名	部数	提出媒体	提出期限
業務報告書	1	紙	令和9年3月19日
	1	電子	
当該業務の遂行過程で取得、または作成した資料	1	紙	令和9年3月19日
	1	電子	

※紙については、A4版モノクロ両面（A3版の資料は折り込むこと）を基本とするが、視認性を考慮する必要がある資料については、カラー印刷とすること。

※電子については、Microsoft Word 及び PDF 形式、撮影データにあつては JPEG 形式、調査結果等整理したデータにあつては Microsoft Excel 形式にて提出すること。

### 4. 2 納入場所

三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課

### 4. 3 成果品の取扱い

- (1) 成果品について、三重県が行政活動などにおいて使用することを、無期限で了承するものとする。
- (2) 成果品の受領後、三重県は受託者の了解を得ずに内容・表現を加工・編集・複製・公開・配布等することができるものとする。

## 第5章 特記事項等

### 5. 1 特記事項等

- (1) 三重県は、必要に応じ、中間報告を受託者に求めることができるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、受託者は三重県と協議し、その指示に従うものとする。
- (3) 業務における成果品及びデータを含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (4) 受託者は、貸与物品及び本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積するなど、他の目的に使用してはならない。
- (5) 受託者は、貸与する各種資料及び物品の受領に際しては、受領書（様式任意）を提出し、作成した資料等の提出に際しては、納品書（様式任意）を提出すること。
- (6) 受託者は、貸与する各種資料及び物品の取扱いについては、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (7) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納すること。
- (8) 受託者は業務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、この業務目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (9) 受託者は業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集すること。
- (10) 受託者は業務を処理するために知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- (11) 受託者は業務を処理するために、知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (12) 受託者は業務を処理するために、委託者から引き渡された個人情報が記載された資料等を複写及び複製してはならないこと。
- (13) 受託者はこの業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報等を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- (14) 委託者は必要があると認めるときは、受託者が業務執行にあたり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。
- (15) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (16) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。

(17) 受託者が(16)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(18) 本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって、三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。